

令和6(2024)年度

栃木県育英会入学一時金奨学生（高校等）募集要項

〔追加募集期間 令和5(2023)年12月15日（金）～令和6(2024)年3月15日（金）〕

公益財団法人栃木県育英会

- 入学一時金は貸与です。卒業後返還することになります。その返還金は、すべて後輩の入学一時金として活用される仕組みになっています。
- 入学一時金を希望する人は、出願資格、返還方法を十分理解の上、申し込んでください。

1 出願資格

- 令和6(2024)年3月卒業見込の中学校等在学学生又は申込時において中学校等卒業後2年以内の人で、令和6(2024)年4月に高等学校、特別支援学校の高等部又は修業年限2年以上の専修学校高等課程の1学年に進学を希望する人（高等専門学校（例、小山高専等）は、対象となりません。）
- 保護者（父母）又はこれに代わる人が栃木県内に住所を有する人
- 学習活動その他の品行が正しく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある人
- 令和6(2024)年3月卒業見込の人は中学1、2年における学習成績評定平均値が、既卒者は中学全学年における学習成績評定平均値が、5段階評価で3.0以上である人
- 本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の令和4(2022)年中の認定所得金額（※）が、別表第3の収入基準額以下である人

※ 認定所得金額とは、父母又はこれに代わって家計を支えている人の総収入金額（給与所得の場合は別表第1の「給与所得者の所得額の計算式」により求めた所得額、給与所得以外の場合は収入金額から必要経費（売上原価、営業経費等）を差し引いた金額）から、別表第2の特別控除額を差し引いた金額です。

- 本会以外の機関（市町、民間団体等）の入学一時金（入学準備金、入学資金貸付金等）の貸与を受けない人

2 貸与額、貸与人員及び貸与時期等

- 貸与額 国・公立：50,000円、私立：100,000円（いずれも無利子）
- 採用人員数 30名
- 貸与時期等 随時（令和5(2023)年12月下旬から貸与開始予定・足利銀行の本人名義の口座に振り込みます。）

3 返還

| 区分 | 据置期間 | 返還期間 | 返還方法 |
|---|----------------------|---------------|---------------------------------|
| 入学一時金のみを借りる場合 | 在学期間中 ＋ 卒業後6ヶ月 | 2年以内 | 年賦又は半年賦による均等払 (足利銀行口座から自動振替) |
| 入学一時金と本会又は他の機関の奨学金（ただし、銀行等の教育ローンを除く。）を併用して借りる場合 | 同上 | 原則として 4年以内 | |

注) 令和6(2024)年4月に、対象となる学校に進学しなかった場合は、貸与額の全額を直ちに一括で返還していただきます。

入学一時金は無利子ですが、返還が遅滞した場合は、延滞金（年3%）がかかります。

4 提出書類（各1部）

- 入学一時金奨学生（高校等）願書（本会指定の様式によるもの）
- 入学一時金奨学生（高校等）推薦調書（本会指定の様式によるもの）
- 令和5(2023)年度（令和4(2022)年中の所得）所得証明書又は課税証明書の原本（市町長発行の証明書）

注) 勤務先の源泉徴収票では受付できません。所得証明書（又は課税証明書）は、次の例にしたがって証明を受けてください。

- ア 両親がいる世帯の場合 → 父と母の2人の所得
イ 父母に代わる人が家計を支えている世帯の場合 → その人の所得
ウ 母子又は父子世帯の場合 → 母又は父の所得
また、非課税の方は必ず所得証明書を添付してください（非課税証明書では受付できません。）。

◎ 当会月額貸与奨学生（高校等）に同時に申込するときは、所得証明書又は課税証明書の原本については、いずれかに1部添付すれば、他の願書には添付不要です。その場合は、願書の同時申込状況欄に○を付けてください。

5 書類の提出先及び提出期限

入学一時金に関する手続きはすべて学校を通じて行います。記入漏れ、添付書類の不備等がないように、よく確かめてから学校に提出してください。

なお、募集締切日の令和6(2024)年3月15日(金)は、学校から育英会への提出期限です。各学校では、事前に提出期限を設けますので、よく確認の上、早めに申し込んでください。

不明な点がありましたら、学校の先生又は栃木県育英会事務局へお問合せください。

〔 公益財団法人栃木県育英会事務局
〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 (栃木県庁舎西別館3階)
☎028-623-3459 〕

6 選考及び採用決定等

(1) 学習成績・所得の状況をもとに選考委員会において選考し、その結果を各中学校を通して通知します。

申込者が多い場合、出願資格を満たしても内定者とならないことがあります。

(2) 内定者は、進学先決定後に次の書類を提出していただき、理事長が採用を決定します。採用の決定に際し、連帯保証人2名(うち1名は父母又は後見人、他の1名は別世帯の人)が必要です。

◎ 内定となった人の提出書類

ア 合格通知書等(合格したことがわかる書類)の写し

イ 誓約書

ウ 入学先決定届・振込口座届

用紙は、内定通知と併せて学校あて送付します。

(3) 採用決定となり貸与を受けた人は、4月に在学証明書を提出していただきます。その際、貸与を受けた額と在学している学校の区分が異なった場合(10万円(私立高)の貸与を受けた人が県立高に進学したとき等)は、その差額を直ちに一括で返還していただきます。

7 その他

申込書類は、県内の各中学校・市町教育委員会事務局に置いてあります。

また、当会ホームページからも申込書類のダウンロード(※)が可能です。

※ダウンロードした願書を印刷する紙は、白のプリンター用紙、片面印刷で構いません。

別表第1

◎ 給与所得者の所得額の計算式

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者(収入金額が多い方)の収入金額には給与所得計算式(A)を適用し、従たる家計支持者(収入金額が少ない方)の収入金額には給与所得計算式(B)を適用します。

父母一方のみが給与所得者の場合は、(A)を適用します。

| 区 分 | 収入金額の多寡 | 適用する表 |
|---------|---------|----------|
| 家計支持者 ① | ① ≥ ② | (A)の表を適用 |
| 家計支持者 ② | | (B)の表を適用 |

給与所得計算式(A)

給与所得計算式(B)

| 年間収入金額 (1万円未満切捨て) | 所得額 (1万円未満切捨て) | 年間収入金額 (1万円未満切捨て) | 所得額 (1万円未満切捨て) |
|----------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 267万円以下 | 0円 | 65万円以下 | 0円 |
| 268万円以上400万円以下 | 収入金額×0.8-214万円 | 66万円以上163万円以下 | 収入金額-65万円 |
| | | 164万円以上180万円以下 | 収入金額×0.6 |
| 401万円以上781万円以下 | 収入金額×0.7-174万円 | 181万円以上360万円以下 | 収入金額×0.7-18万円 |
| | | 361万円以上660万円以下 | 収入金額×0.8-54万円 |
| 782万円以上 | 収入金額-408万円 | 661万円以上1,000万円以下 | 収入金額×0.9-120万円 |
| | | 1,001万円以上1,500万円以下 | 収入金額×0.95-170万円 |
| | | 1,501万円以上 | 収入金額-245万円 |

注) 給与所得以外の所得額については、収入金額から必要経費(売上原価や営業経費等)を差し引いた金額となります(1万円未満切捨て)。

特別控除額表

| 控除の事由 | 特別控除額 | | | | |
|---|--|------|-------|-------|-------|
| ① 母子・父子世帯の場合 | 99万円 | | | | |
| ② 就学者のいる世帯の場合 (児童・生徒・学生1人につき控除できる。 ただし、出願者本人は含まず、⑦を適用する。) | 区分 | | 自宅通学 | 自宅外通学 | |
| | 小学校 | | 31万円 | | |
| | 中学校 | | 46万円 | | |
| | 高等学校 | | 国・公立 | 39万円 | 69万円 |
| | | | 私立 | 88万円 | 118万円 |
| | 高等専門学校 | 国・公立 | 1～3年次 | 39万円 | 69万円 |
| | | | 4・5年次 | 43万円 | 72万円 |
| | | 私立 | 1～3年次 | 88万円 | 118万円 |
| | | | 4・5年次 | 87万円 | 116万円 |
| | 大学 | | 国・公立 | 74万円 | 121万円 |
| | | | 私立 | 133万円 | 180万円 |
| 専修学校 | 高等課程 | 国・公立 | 39万円 | 69万円 | |
| | | 私立 | 88万円 | 118万円 | |
| | 専門課程 | 国・公立 | 36万円 | 81万円 | |
| | | 私立 | 102万円 | 147万円 | |
| ③ 障害者のいる世帯の場合 | 障害者1人につき | | 99万円 | | |
| ④ 長期療養者のいる世帯の場合 | 療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額 | | | | |
| ⑤ 主たる家計支持者が別居している世帯の場合 | 別居のため特別に支出している金額。ただし、71万円を限度とする。 | | | | |
| ⑥ 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合 | 日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額 | | | | |
| ⑦ 本人を対象とする控除 | 39万円 | | | | |

注) 1 控除の事由に2つ以上該当するときは、その特別控除額を併せて控除できます。

2 就学者控除の特例

出願者本人を含む子ども(就学者、就学前の子)が2人を超える世帯については、出願者本人に係る特別控除額に50万円を加えた額(89万円)に、その超える人数を乗じた額をさらに控除できます。

(例) 子ども3人の場合 → $[89万円 \times (3人 - 2人)] = 89万円の控除$

別表第3

収入基準額表

| 世帯人数 | 収入基準額(円) |
|----------|---|
| 1人 | 2,120,000 |
| 2人 | 3,800,000 |
| 3人 | 4,730,000 |
| 4人 | 5,150,000 |
| 5人 | 5,700,000 |
| 6人 | 6,080,000 |
| 7人 | 6,350,000 |
| 7人を超える場合 | 人数が1人増すごとに250,000円を、世帯人数7人の収入基準額(6,350,000円)に加算 |

注) 認定所得金額は、次により計算します。

認定所得金額 = (別表第1で求めた所得額) - (別表第2の控除額)

